

新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第10回）



弁護士 永田 貴久
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 当社（X社）はプラスチック製品のメーカーです。①当社で意匠権を取得し、販売している卵容器を他社（Y社）が電球容器として販売しています。当社はこれに対し意匠権侵害であると主張することができますか。②また、ある自動車メーカーZ社の自動車をミニチュア・カーにして販売したいと思っています。販売にあたり、Z社から意匠権について許諾を得る必要はありますか。

A 1 意匠権の権利範囲

(1) 第三者に対し意匠権侵害の主張を行う場合や、意匠権者からライセンスを受ける場合について、対象となる製品が意匠権の権利範囲に含まれるか否かが問題となります。そして意匠権の権利範囲については、登録意匠及びこれに類似する意匠が含まれることになります（意匠法（以下、意匠法については法令名を省略）23条）。

(2) この登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面・写真・ひな形・見本により現わされた意匠に基づいて定められます（24条1項）。そして、登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされています（24条2項¹）。

(3) 本問においては、卵容器の意匠権が電球容器に及ぶのか否か、自動車の意匠権がミニチュア・カーに及ぶのか否かが問題になりそうです。では、これら意匠が意匠権の権利範囲に含まれるか否か、すなわち両意匠が類似か否かどのように判断を行うのか、具体的にみていきましょう。特に本問では、形態の相違点がほとんどないものと思われるため、物品の同一・類似という点に重点をおいて検討したいと思います。

2 意匠の類否判断の判断基準

まず意匠の類似をどのように考えるのかについて簡単に述べたいと思います。

(1) 学説について

意匠の類似をどのように考えるのかについては、いくつか考え方があります。これら学説の分類についても捉え方は様々ですが、基本的な考え方として①創作説、②混同説、③修正混同説、④

1 24条2項は、平成18年改正により新設された。本条項は意匠権の権利範囲について規定しており、侵害事件における類否について、対比される意匠が需要者に生じさせる美感の異同により判断されることは明らかであるが、さらに3条1項3号等における「類似」についても同様に判断されるものと考えられている（茶園成樹編『意匠法』102頁）